

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当） （06-6208-7855）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	地区運営計画の変更の認定
概要	<p>地区運営計画とは、認定都市利便増進協定に基づき都市再生推進法人が作成する、都市利便増進施設の一体的な整備又は管理に関する計画です。この地区運営計画は、事業実施期間全体における、分担金の徴収金額及び補助金の交付金額の基になる収支計画を含んだ事業計画です。</p> <p>都市再生推進法人は、この地区運営計画を市長に提出し認定の申請を行うことができます。</p> <p>また、同法人は、認定を受けた地区運営計画の変更をしようとするときは、あらかじめ市長の認定を受けなければなりません。ただし、市長が認める軽微な変更については、認定を受ける必要はありません。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>大阪市エリアマネジメント活動促進条例第2条、第3条 （<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263876.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263876.html</a>）</p> <p>大阪市エリアマネジメント活動促進条例施行規則第4条 （<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263877.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000263877.html</a>）</p>
審査基準	<p>○大阪市エリアマネジメント活動促進条例第2条第4項 第2条 4 市長は、第1項の認定の申請があった場合において、その地区運営計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、同項の認定をするものとする。</p> <p>（1） 第1項ただし書に規定する地区計画の内容に適合していること</p> <p>（2） 整備等実施期間が当該都市利便増進施設に係る認定都市利便増進協定の有効期間内であること</p> <p>（3） 当該都市利便増進施設に係る認定都市利便増進協定の内容に適合していること</p> <p>（4） 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が公共性の高いものであって、かつ、都市機能の増進に寄与するものであると認められること</p> <p>（5） 当該地区運営計画における都市利便増進施設の一体的な整備又は管理が円滑かつ確実に実施されると認められるものであること</p>
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
提出時期	随時
提出方法	地区運営計画変更認定申請書、添付書類を計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課（エリアマネジメント支援担当）（06-6208-7855）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000293884.html">http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000293884.html</a>
備考	